

新出の古沢巖島神社所蔵能装束と高野山下の神事能

山川 暁

はじめに

和歌山県の紀ノ川沿いに位置する高野山政所・慈尊院から高野山上へと続く町石道は、平安時代に開かれた高野山への表参道で、法皇および法親王が高野参詣の折に辿ったことでも知られる由緒ある道である。古沢巖島神社は、この町石道から分岐した脇道沿いに広がるかつての古佐布荘、現在の九度山町古沢に鎮座し、現在もこの地の氏神として親しまれている。平成十四年、この山間の静かな社

において九度山町史編纂室による所蔵品調査が行われ、芸能道具を書き上げた慶長十五年（一六一〇）の年紀をもつ目録と古様な芸能装束が発見された^①。古沢巖島神社で神事芸能が行われていたことは、伝来する十面の能面（和歌山県立博物館寄託）の存在からもすでに推測されていたことであるが、このたびの発見はその事実を再確認させるとともに、作例の乏しい初期芸能装束の解明に光を与え、当時の神事芸能の姿を明らかにする大きな手がかりである。

本稿では、まずこの慶長十五年の年紀を有する目録の記載事項の

分析を通し、古沢巖島神社で催されていた神事芸能の様相を探り、目録記載品と新たに見いだされた装束の照合を行う。そして、慶長十五年時の記載に一致すると考えられる装束について、おのおの既知の作例と比較しながら詳細に検討を加える。さらに、これらの装束が使用された古沢巖島神社の神事能について、できうる限り復元的にその姿を追ってみたい。

一、芸能道具目録にみる二種の芸能とその装束

このたび幕や幟などの諸道具や目録と混在して、文化四年（一八〇七）の年紀を有する「御夷箱」と墨書された木箱^②の中から発見された装束類の内訳は以下の十二件である。

- | | |
|------------------------|----|
| ①唐花尾長鳥文様袷狩衣（萌葱平絹地・刺繡） | 一領 |
| ②唐花尾長鳥文様袷狩衣（紺縹子地・刺繡） | 一領 |
| ③唐花尾長鳥文様袷狩衣残欠（紺縹子地・刺繡） | 三裂 |
| ④雲文様長絹（赤茶紋紗地） | 一領 |

- ⑤花菱文様袷法被(黄綾地) 一領
- ⑥桜唐草文様単狩衣(萌葱紋紗地) 一領
- ⑦変わり七宝つなぎ文様切袴(木綿地・染) 一腰
- ⑧変わり麻の葉つなぎ文様脚絆(木綿地・染) 一組
- ⑨吉祥文様腰帯(紅錦地) 一筋
- ⑩付け髭 一枚
- ⑪折烏帽子 二頭
- ⑫白張・袴(白木綿地) 一組

一見したところ、装束の形状や使用されている生地および文様から考えて、これらのうち①から⑤までの能装束は明らかに古様であり、⑥以降はそれよりもっと時代の下った作品という印象を受ける。この漠然とした第一印象の当否を確認するためにも、まずは同時に見いだされた目録の記載事項を検討する必要があるだろう。

この目録^③は縦三〇・七cm 横七三・四cmの二枚継紙に墨書されており(図版7)、冒頭に「古佐布色衆之道具の日記」との題記を有する。内容は面・装束・小道具などの名称と数量を漢字交じりの片仮名で列記した所蔵品目録で、末尾に「慶長十五年拾月二日 小沢色衆中」と、日付および宛先が記される。「日記」には報告書という意味もあることから、これは、慶長十五年拾月二日に、小沢(古沢)の色衆、つまり古沢厳島神社で何らかの講を結成していた人々に宛てて、色衆が所蔵する諸道具を書き上げて報告した目録形式の文書と考えるべきである。目録をしたためた発信者は不明であるが、道具の保管場所は古沢厳島神社であったと考えられるので、同社において色衆の諸道具管理を担当していた人物、たとえば講中の年行事な

どが想定されるであろうか。

この目録は長期にわたって利用されていたらしく、翻刻(資料1)に示すように、幾度かの加除訂正が行われているが、作成時の記述のみを拾うと、書き上げられた道具は、面が一件(十面)、装束が十一件(大口三腰、狩衣三領、シテ狩衣一領、水衣一領、肩衣一領、長絹一領、法被一領、着流一領、指貫一腰、裾二腰、脚絆四足・九領六腰四足)、被りものや帯類が十六件(角帽子三頭、腰帯六筋、鉢巻六筋、立烏帽子四頭、泥烏帽子一頭、切烏帽子一頭、鬘一頭、鬘帯五筋、鼓三挺、鼓の腰帯三筋、鼓の鳥兜一頭、赤熊一頭、折烏帽子一頭、唐冠一頭、数珠二卷、大苛高数珠一巻)である。^④この作成時の記載部分には、これらの道具が実際にはどのような芸能に用いられたかについての記述は一切ない。しかしながら、現在も目録に記されるとおり十面の能面が伝えられることや、大正十二年に井浦李太郎氏が古沢周辺にこれまでに行われてきた風習や言い伝えをまとめて執筆した「下古沢中心誌」^⑤に、古沢厳島神社で能が行われていたとの記述があるので、ひとまずこれらは能道具と考える大過ないであろう。

ところで、この目録の内、後世書き加えられたと考えられる部分には、能ではない芸能の道具が記されている。それは以下の記述である。

- エビスノタウク(夷の道具)
- ミツコロモ(水衣) 一ツ
- ハカマ(袴) 一タタリ
- キヤハン(脚絆) 一ソク

〔資料1〕古佐布色衆之道具の日記 ()内は筆者の注記を示す

〔異巻〕
「ラモテ十カケ」

をもて(面) 拾かけ

オオクチ(大口) 三ツ

カリキヌ(狩衣) 三ツ

シテカリキヌ(シテ狩衣)

ミツゴロモ(水衣) 一ツ

カタギヌ(肩衣) 一ツ

キヲロシノチャウケ(着下ろしの長絹) 一ツ

スマホウシ(角帽子) 三ツ

ハンヒ(法被) 一ツ

キナカシ(着流) 一ツ

サシヌキ(指貫) 一ツ

キヨ(襦) 二貫 フタマキナリ

コシラビ(腰帯) 六ツ

ハマキ(鉢巻) 六ツ

タテエホシ(立烏帽子) 四ツ

ダメエホシ(泥烏帽子) 一ツ

キリエホシ(切烏帽子) 一ツ

カシラ(鬘) 一ツ

カツララビ(鬘帯) 五ツ

ツツミ(鼓) 三カラ

同ノコシオビ(鼓の腰帯) 三ツ

同トリカブト(鼓の鳥兜) 一ツ

シヤコマ(赤熊) 一ツ

ヲリエホシ(折烏帽子) 一ツ

タウカムリ(唐冠) 一ツ

十、(数珠) 二ツ

キヤハン(脚絆) 四ソク

ヲライカリラタカ(大奇高) 一ツ

小沢色衆中

コケラフド(こけら不動) 一ツフクアリ

慶長十五年拾月二日

〔異巻〕

「ハカマ(袴) 三ツ ハハキ(脛巾、脚絆に同じ) 三ツ

フエ(笛) 一クワン」

コシオビ(腰帯) 一ツ

これは現在も古沢厳島神社で行われている神事芸能「夷のお渡り」に使用されている道具である。翻って考えると、目録および装束は「御夷箱」と記された木箱に入って見つかったわけであるから、これらの内のいずれかは「夷のお渡り」に使用する装束と考えるのが妥当であろう。「夷のお渡り」とは、財福の神である夷に扮した人物に引き連れられた一行が、神前に参って御幣を供え、夷が前後に飛ぶ所作をするという芸能で、現在も十月の古沢厳島神社の秋祭で演じられている。その起源については、前述の「下古沢中心誌」に、「夷のお渡り能楽衆の練込の式なりという」との記載があり、能役者が舞台上に登場するにあたって行う付随芸能であった可能性が高い。慶長十五年の文書に追記されることから考えて、その始まりは慶長十五年以降であったろう。そして、それはすでに、以下の資料から安永四年には行われていたことが確認できる。

「古佐布色講衆中道具覚」(翻刻・資料2)は、安永四年(一七七五)の年紀を有し、「古キ目録之通」との記載が示すように、このたび見いだされた慶長十五年の目録に基づきながら、古佐布の色講衆が所蔵していた芸能道具を書き上げている。慶長十五年の目録と比較すると、片仮名の多くが平仮名に変わるなど使用する文字に若干の異同はあるものの、記載される作品の件数と内容についてはまったく変更がない。しかしながら、そこには文書作成時からすでに、「あびすの道具」として、慶長十五年に追記されていた夷のお渡りの諸道具が挙げられている。

さらに、明治十六年にしたためられた、同じく色講の諸道具を書

(資料2) 古佐布色講衆中道具具

をもち	とかげ
おうくち	三ツ
かりきぬ	三ツ
してかりぎぬ	三ツ
みづごろも	三ツ
きをろしのちやのうけ	三ツ
すまぼうし	三ツ
はつび	三ツ
きながし	三ツ
さしぬき	三ツ
きよにくはん	ふたまき
こしをび	六ツ
はちまき	六ツ
たてえぼし	六ツ
そりえぼし	四ツ
おりえぼし	三ツ
かしら	三ツ
かつらおび	五ツ
つづみ	三ツ
同きのこしおび	三ツ
同とりかぶと	三ツ
しやごま	三ツ
をりえぼし	三ツ
とうかむり	三ツ
つづ	三ツ
きやはん	四足
おういらたかじゆず	三ツ
こけら不動	三ツ
はかま	三ツ
はばき	三ツ
ふゑ	三ツ

慶長十五年十月二日

古沢色講中

古キ目録之通

安永四乙未天十月改

(資料3) 色講中宝物目録

一 厳島大明神御影	一幅	但し箱入
一 烏帽子	一	中ケ一
一 御面	一	カシラヒゲ一
一 蛭子装束	一	ハカマ一
一 御膳台	一通	キャハン一
一 小鼓	一挺	
一 大鼓	一挺	
一 横笛	大小式本	
一 キウシハカマ	式下り	
一 幕	壹張	但し紐并箱附
一 面	拾壹面	
一 打敷	大小式枚	
一 小計		
一 外二		
一 古ノ大鼓初メ其他ノオ		
一 用衣類式箱相添		

右明治十六未歳

旧十月十六日講中立会之上改之置者也

右 年行事

き上げた「色講中宝物目録」(翻刻・資料3)に至っては、これまで目録の中心を形成してきた能の諸道具については「古ノ大鼓初メ其他ノオ用衣類式箱相添」と末尾に一括して記すのみとなり、冒頭の「厳島大明神御影」に続いて、以下のとおり「蛭子装束」が詳細に記されている。

一 蛭子装束	御面	一	カシラヒゲ	一
	カレキヌ	一	帯	一
	ハカマ	一	キャハン	一

この装束の構成は、現在の「夷のお渡り」の装束と一致するとともに、今回発見された装束の内、以下の五点にも共通している。

- ⑥ 桜唐草文様単狩衣(萌葱紋紗地) 一領
- ⑦ 変わり七宝つなぎ文様切袴(木綿地・染) 一腰
- ⑧ 変わり麻の葉つなぎ文様脚絆(木綿地・染) 一組
- ⑨ 吉祥文様腰帯(紅錦地) 一筋
- ⑩ 付け髭 一枚

今回発見された装束のうち⑥以下は慶長十五年に遡る作例とは考えられないことから考えても、⑥から⑩までの装束はかつて「夷のお渡り」に用いられていた装束であろう。適当な比較作例が乏しいためその製作年代を作品のみから導くことは難しいが、上限としては安永四年の年紀を有する目録に記載される装束と考えるならば安永四年(一七七五)頃、下限としては箱書に記載される文化四年(一

八〇七)を充てておきたい。また⑪折烏帽子および⑫白張・袴については、芸能装束と考えられなくもないが、神事に奉仕する際にも広く用いられる装束であることから、これまでに紹介してきた三種の目録に記載されていた品とは特定しがたい。

以上の検討結果から、慶長十五年の文書作成時に記載された可能性がある装束は、当初の推定通り、古様をとどめる①から⑤の五本の装束であり、⑥から⑩は古沢殿島神社に現在も伝えられる芸能「夷のお渡り」の装束と考える。

二、新出の桃山時代の能装束

前章の考察によって、慶長十五年の目録に記載される装束は以下の五件に絞り込まれた。

- ①唐花尾長鳥文様袷狩衣 (萌葱平絹地・刺繡) 一領
- ②唐花尾長鳥文様袷狩衣 (紺縹子地・刺繡) 一領
- ③唐花尾長鳥文様袷狩衣残欠 (紺縹子地・刺繡) 三裂
- ④雲文様長絹 (赤茶紋紗地) 一領
- ⑤花菱文様袷法被 (黄綾地) 一領

それでは、おのおのの装束は、目録のどの項目に一致するのであろうか。

比較的容易に推定できるのは、該当する項目がひとつしかない④雲文様長絹と⑤花菱文様袷法被で、それぞれ「キヲロシノチャウケ (着下ろしの長絹) 一ツ」、「ハンビ (法被) 一ツ」に充てられ

よう。問題となるのは①・②・③の狩衣とその残欠で、目録には「カリキヌ (狩衣) 三ツ」と「シテカリキヌ (シテ狩衣) 一ツ」との二種の記載がある。しかしながら、狩衣は三領を一括して記すのに対し、シテ狩衣は一領のみが特記されており、「シテ」つまり能曲における主役、あるいは能の一座の主役にふさわしい豪華な狩衣を意味するのであるから、これらのうち唯一地色が萌葱色で、背面に最も多い七羽 (後身頃三羽、袖各二羽)の尾長鳥が刺繡された、①唐花尾長鳥文様袷狩衣と考えるのが妥当であろう。②と③の袷狩衣は地色がいずれも紺色であり、三領一組で記された狩衣に充てられよう。刺繡の文様から見ても、②の狩衣は背面に六羽 (後身頃二羽、袖各二羽)の尾長鳥、③の狩衣残欠の内、袖と考えられる二裂には、それぞれ尾長鳥が一羽のみ刺繡されており、①との格差が明瞭に示されている。

以上のように目録の記載項目に作品を比定したうえで、続いては作品それぞれの詳細な分析を通して、これらを慶長十五年の記載品と位置づけることの是非について検討を加えていきたい。

①唐花尾長鳥文様袷狩衣 (萌葱平絹地・刺繡) 一領 (図版8)

【概要】

目録の「シテカリキヌ 一ツ」に該当すると考えられる装束。表地に萌葱色の平絹、裏地に黄色の平絹を用い、刺繡によって尾長鳥と唐花をあらわした華やかな袷狩衣である。生地はいずれも、不均一な太さの節糸を用いて粗く織られているため、表から裏地の黄色がほのかに透けて見え、有職装束の重色目のような効果を上げている。縫糸は白麻糸。袖口には、白・紅・茶・黄・萌葱の絹糸を組ん

だ紐が縫い付けられる。

現在舞台で用いられる狩衣は、金襴、錦、紋紗といった華やかな織文様の生地で調整され、刺繍が加えられることはない。これは大名家や能の宗家に伝えられた江戸時代の能装束においても同様であるから、刺繍文様の狩衣はたいへん珍しい作例といえる。管見では、これまでに紹介された刺繍の狩衣は三点のみである。ひとつは、岐阜県根尾村の春日神社に伝わる能装束「白鷺文様狩衣（紺縞子地・刺繍 重要文化財）」、残りのふたつは、同じく岐阜県白鳥村の長滝白山神社が所蔵する延年装束「蝶梅文様狩衣（黄平絹地・刺繍）」「牡丹文様狩衣（黄平絹地・刺繍）」（いずれも重要文化財）である。長滝白山神社の狩衣は、元和六年（一六二〇）という寄進銘を伴うが、根尾春日神社の作例には製作年代を示す資料がなく、その刺繍の作風から桃山時代の作と推定されている。現存作例から考えても、刺繍を施した狩衣の作例は桃山時代から江戸時代初期という、ごく限られた時代に集中している。

【法量】

後身丈一三七・五cm（裾欠失） 前身丈一三六・〇cm 後身幅三九・五cm 前身幅三〇・〇cm（のぼり幅一〇・五cmを含む） 肩幅三七・〇cm 袖丈六四・〇cm 袖幅六四・五cm（奥袖三八・五cm＋端袖二六・〇cm） 衿幅二・五cm 総衿一六六・〇cm。

初期能装束の狩衣については、その形状が小ぶりであり、特に前身頃ののぼりの幅が狭いことが、すでに河上繁樹氏⁸⁾によって指摘されている。河上氏は、その論考の中で、本願寺の坊官でありながら桃山時代を代表する能役者でもあった下間少進が、慶長元年（一五九六）頃に記した『叢伝抄』に記載される能装束の寸法を紹介する

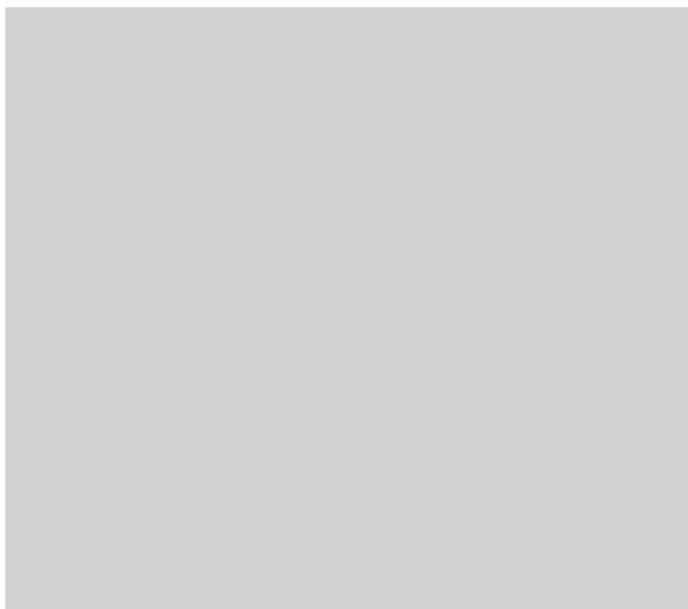
とともに、現存する初期狩衣の寸法を一覧表にして示されている。その表に若干の私見による変更を加え、古沢巖島神社の狩衣（①・②）および、そのほか製作年代が室町時代から江戸時代前期に遡る作例を加えて作成したのが初期狩衣寸法一覧（表1）である。

これを見ると、数値のばらつきはあるものの、大きく分けると二種に分類することが可能と思われる。第一群は小ぶりの作例で、ここには製作年代が明らかに室町時代に遡ると考えられる黒川能の上座と下座の狩衣を筆頭に、関市春日神社、根尾村春日神社、天河大弁財天社、古沢巖島神社の諸作例が該当する。そして第二群は『叢伝抄』に近似する値を示す観世宗家、紀州東照宮の作例である。この法量の差は、製作年代の違いとともに、中央の作例と地方の作例の違いを示すのではないだろうか。『叢伝抄』の成立年代は慶長元年頃と考えられており、古沢巖島神社の狩衣の製作年代と目される慶長十五年よりも十年以上も前である。にもかかわらず、『叢伝抄』記載の狩衣の寸法が身丈も総衿も10cm以上大ぶりであるのは、それが都の権力の中核にあつて、舶載裂や高価な絹製品を潤沢に手に入れることができた下間少進周辺の能装束の実態を記すからにほかならない。やや製作年代は下ると思われるものの、これとほぼ同じ寸法である二領がいずれも徳川将軍家からの拝領品と伝えられることから、慶長元年頃から、中央における能装束の寸法が固定化され始めたことが理解できよう。そして、地方作においても、すでに指摘されていることではあるが、中央作の法量に近づくように、次第に狩衣は大型化の方向を辿っている。それはのぼりの幅のみでなく、総衿の数値に顕著である。この観点から考えれば、古沢巖島神社の狩衣は、桃山時代の製作とされる根尾村春日神社の作例よりもやや

(表1) 室町時代から江戸時代前期製作と考えられる狩衣形態の芸能装束

	所在地 所有者	生地	文様	後身丈	総衿	後身幅	前身幅 (のぼり幅)	袖丈	袖幅 (奥袖+端袖)	備考
1	山形県 黒川能上座	紅地・黄緞	蜀江	130.0	153.5	43.5	26.5 (5.5)	62.0	55.0 (一幅)	生地は織幅56.0
2	山形県 黒川能下座	紅・藍地・紋 紗	太極 (印金)	120.0	149.0	31.0	26.0 (なし)	62.0	59.0 (横三枚割ぎ)	中国明時代の道袍仕立て直し
3	岐阜県 関市春日神社	茶地・銀欄	花鳥	115.5	136.6	29.4		60.3	53.6 (一幅)	「袁思誠」の織文字あり
4	岐阜県 関市春日神社	同上	花鳥	115.2	151.0	39.4		52.7	55.8 (一幅)	「袁思誠」の織文字あり
5	岐阜県 関市春日神社	同上	花鳥	131.8	155.1	32.7		62.4	61.2 (16.7+44.5)	
6	岐阜県 関市春日神社	同上	花鳥	133.9	147.3	33.3		68.8	57.0	「陸小恵 (墨か)」の織文字あり
7	岐阜県 関市春日神社	浅葱地・銀欄	花鳥	131.8	164.9	33.3		69.0	65.8	「袁思誠」の織文字あり
8	岐阜県 関市春日神社	薄茶地・黄緞	獣花	139.4	156.1	37.9	32.4 (13.4)	65.8	59.1 (40.9+18.2)	★
9	岐阜県 根尾村春日神社	紺地・縞子	白鷺・芦 (刺繍)	141.0	169.5	39.5	28.3 (9.5)	67.5	65.0 (48.5+16.5)	
10	岐阜県 根尾村春日神社	紅地・黄緞	牡丹唐草	134.0	149.8	39.0	25.3 (7.7)	61.4	55.4 (12.4+43.0)	
11	奈良県 天河大弁財天社	薄茶地・黄緞	蓮唐草	129.0	177.3	41.3		68.0	68.0	生地は織幅56.0
12	奈良県 天河大弁財天社	萌葱地・綾	貝藻	145.0	175.5	42.5		65.0	66.5	
13	和歌山県 古沢厳島神社	萌葱地・平絹	尾長鳥・唐花 (刺繍)	137.5	166.0	39.5	30.0 (10.5)	64.0	64.5 (38.5+26.0)	裾欠失 ★
14	和歌山県 古沢厳島神社	紺地・縞子	尾長鳥・唐花 (刺繍)	140.5	178.5	40.5	31.5 (13.5)	66.0	69.0 (54.5+14.5)	★
15	岐阜県 白山長滝神社	黄地・平絹	蝶・梅 (刺繍)	78.0	179.0					元和六年 (1620) 銘
16	岐阜県 白山長滝神社	黄地・平絹	牡丹 (刺繍)	79.0	179.0					元和六年 (1620) 銘
17	観世宗家	薄茶地・銀欄	唐花	160.0	192.0					伝徳川家康より拝領
18	和歌山県 紀州東照宮	萌葱地・金欄	葵紋	160.0	200.7	41.0	35.4 (16.1)	74.8	80.9 (40.7+40.2)	伝徳川将軍家より拝領 江戸時代前期 ★
	「叢伝抄」記載 の狩衣の寸法			152.9	200.2	40.0	32.8 (15.3~7)	76.4	80.1	慶長元年 (1596) 頃 計算は呉服尺 (一尺=36.4cm)

単位はcm ★印は筆者が実際に探寸した作品を示す



(挿図1) 重要文化財 薔薇に反橋文様水干 金剛峯寺蔵

腰で二分割されるのが常である。この意匠構成の源流を求めると、享徳三年(一四五四)の年紀を有する、高野山金剛峯寺が所蔵する天野社伝来舞楽装束、「薔薇に反橋文様水干」(重要文化財・挿図1)に辿りつく。本来

大きく、元和六年銘を有する白山長滝神社の作例よりもやや小さい。目録が示す慶長十五年という時期は、法量のうえでは極めて妥当といえよう。

【意匠構成】

前面では、上前身頃の上端、着用するとちょうど胸上に当たる部分に尾長鳥一羽と蔓を伸ばす唐花を配し、上前身頃の裾にも蔓を伸ばす唐花を置く。背面では、肩まわりに五羽、後身頃の腰と裾に一羽ずつ、合計七羽の尾長鳥と蔓を伸ばす唐花を配す。これまでに知られる刺繍の狩衣は、いずれも前面には身頃の胸に主文様、裾に副文様を入れるのみで前袖には文様がなく、主眼は背面に置かれている。背面の文様は袖から両肩を覆うように配され、後身頃の文様は

狩衣は平安時代の貴族の活動着であり、能独自の舞台装束ではないことから、狩衣に文様を配する場合には、古くから一定の規範があったことを推測させる。

【文様・技法】

この鳥は額に飾り羽があり尾が長い点が鳳凰に似るが、鳳凰は頭頂と首の周りにも飾り羽を有し、また多くの場合、桐と竹という縁の深い植物とともに図案化されるのが常であるから、これは鳳凰ではなく尾長鳥とするのが適当であろう。まったく同種の鳥文様は見いだされないが、比較作例としては、同じく刺繡による「桐竹鳳凰桜芦文様片身替肩裾繡箔（金春座伝来 東京国立博物館蔵）」「桐竹鳳凰花立涌文様片身替肩裾繡箔（関市春日神社蔵）」（いずれも重要

(挿図2) ①唐花尾長鳥文様袴狩衣 (部分)

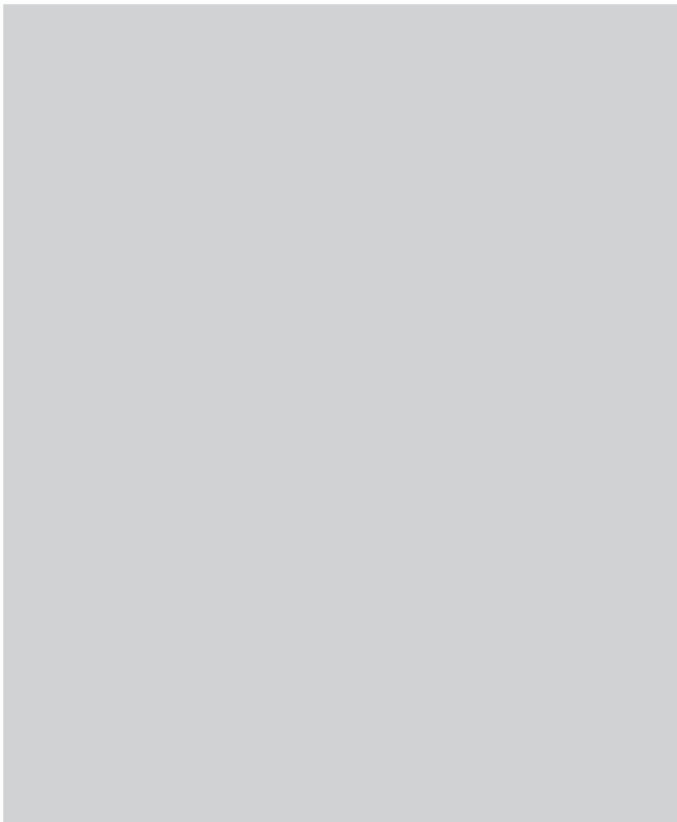
文化財)の鳳凰が挙げられる。古沢巖島神社の尾長鳥(挿図2)と金春座伝来作品の鳳凰(挿図3)の形状を比較すると、桃山時代に豊臣秀吉周辺で製作された可能性が高い金春座伝来作品の鳳凰は引き締まった輪郭線で表現されているのに対し、古沢巖島神社の尾長鳥は文様の輪郭がゆったりとしており、なんともどかな印象である。

唐花文様は、桃山時代の刺繡文様にはあまり見ることができない。この時代の刺繡文様は、意匠化が進んでいるものの、梅・桜・藤・躑躅・杜若・橘・菊など、いずれも実際の植物に取材した草花文様が主流であって、想像上の植物を取り上げることはいへん少ない。この唐花は、星形にまとめた五弁花の花弁の先端を蕨手状に巻いた

(挿図3)重要文化財 桐竹鳳凰桜芦文様片身替肩裾繡箔(部分)
東京国立博物館蔵

独特の形状で、類似する文様を求めると、中国からの舶載品と考えられる「花文尺裂(前田育徳会蔵)」(挿図4)に、近しい唐花文様が見いだされる。おそらくこの唐花文様は日本で生み出された文様ではなく、桃山時代の終わり頃に中国からの影響を受けて流行するようになったのであろう。

刺繡の技法は、渡し繡を中心に、随所に留繡がほどこされている。桃山時代にはたいへん刺繡が好まれ、作例も比較的多く



(挿図4) 花文尽裂(部分) 前田育徳会蔵

残されているが、それらに共通するのは、意匠化された文様を、裏面にほとんど刺繍糸をまわさずに糸渡り長く繡いとる「渡し繡」という技法を多用する点である。また、文様の中で突然刺繍糸の色を変えて視覚的な面白さを生み出す「色替わり」が見られることも、この時代の特徴として挙げられる。この狩衣には、まさしくこの「渡し繡」と「色替わり」が兼ね備えられており、典型的な桃山時代の刺繍の作例といえる。用いられる刺繍糸は、白・薄紅・紅(紅系統の色は、現在薄茶および赤茶に変色)・黄・萌葱・紫・茶・焦茶・空糸(白/焦茶)と多色を数える。なお、尾長鳥の両翼の上端を空糸で飾る技法は、ほかの刺繡による鳳凰文様には認められず、古沢巖島神社能装束の刺繡の特色である。

②唐花尾長鳥文様袷狩衣(紺縹子地・刺繡) 一領 (図版9)

【概要】

目録の「カリキヌ 三ツ」の内の一領に該当すると考えられる装束。表地に紺色の縹子(経五枚縹子・織耳に白の経糸を入れる)、裏地に目の粗い萌葱色の平絹を用い、尾長鳥と唐花をあらわした袷狩衣である。縫い糸は白麻糸。袖口には、白・紅・黄・萌葱の絹糸を組んだ組紐が縫い付けられる。

【法量】

後身丈一四〇・五cm 前身丈一三〇・〇cm 後身幅四〇・五cm
前身幅三一・五cm(のぼり幅一三・五cmを含む) 袖丈六六・〇cm
袖幅六九・〇cm(奥袖五四・五cm+端袖一四・五cm) 衿幅三・〇cm 総衿一七八・五cm。

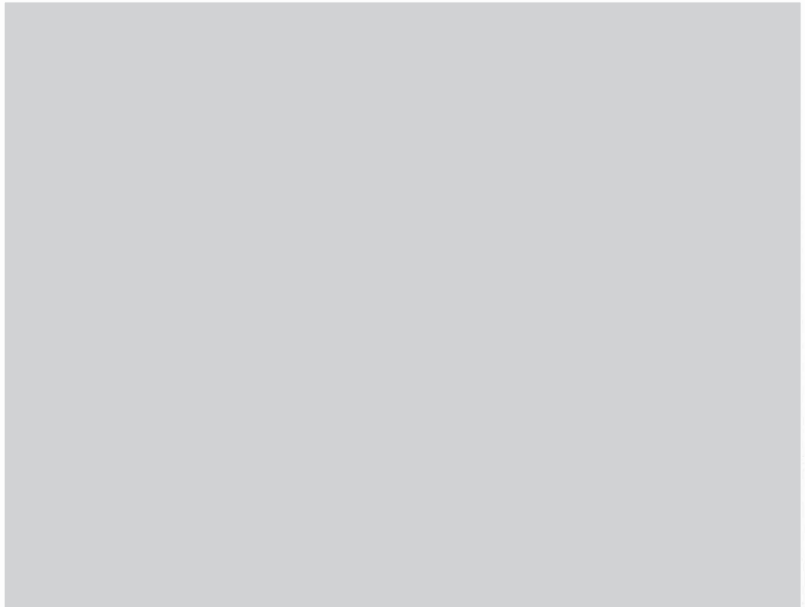
①の袷狩衣よりもやや大ぶりであるが、これは①の平絹の織幅が約四〇cmであるのに対し、この縹子の織幅が約五六cmであることにも一因があろう。

【意匠構成・文様・技法】

意匠構成は①の袷狩衣とほぼ等しいが、この狩衣では、背面の尾長鳥の数が七羽から六羽(肩まわりに五羽、後身頃の裾に一羽)に減少している。

文様については①の袷狩衣ですでに述べたとおりであるが、背面中央に配される一羽(挿図5)は、頭頂と首まわりにも飾り羽を有しており、一般的には鳳凰と呼ぶべき形状である点が注目される。その造形は尾長鳥の中の白眉であり、引き締まった形態把握は、軽やかに上昇しようとする鳥の姿を的確に捉えている。

刺繡の技法は、渡し繡を中心に、留繡をほどこし、鳳凰の尾羽に



(挿図5) ②唐花尾長鳥文様袷狩衣 (部分)

は色替わりが認められる。用いられる刺繡糸は、白・薄紅・紅・黄・薄萌葱・萌葱・縹・紫・焦茶・空糸(白/紅、白/縹、黄/薄萌葱)と、たいへん多色におよぶ。①の袷狩衣同様、尾長鳥の両翼の上端を空糸で飾る。

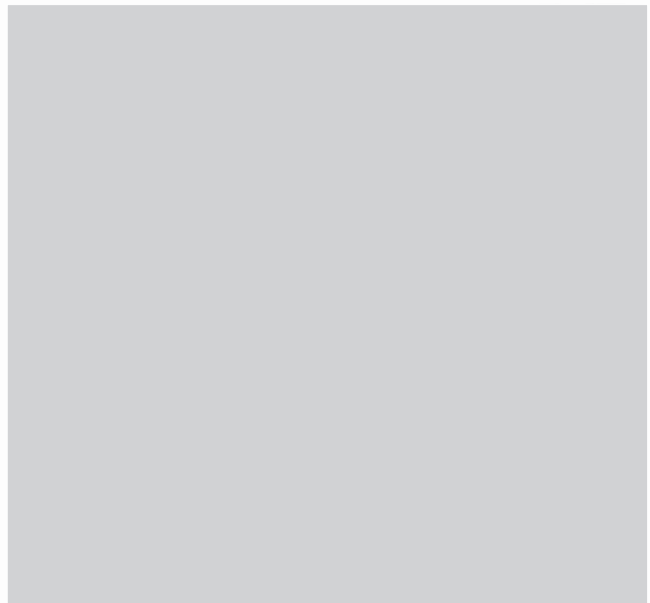
③唐花尾長鳥文様袷狩衣残欠(紺繡子地・刺繡) 三裂

【概要】

目録の「カリキヌ 三ツ」の内の残り二領の残欠に該当すると考えられる裂。形状からひとつは右袖の残欠であり、いまひとつは左袖の残欠であることが分かる。残るひとつは端切二枚を縫い合わせた長方形の裂である。

【右袖残欠】(挿図6)

表地は紺繡子(経五枚繡子、織耳に黄と萌葱がかかった浅葱の経糸



(挿図6) ③右袖残欠

を入れる)、裏地は白の目の粗い平絹。袖口の組紐から、右袖の残欠であることが判明する。組紐は、白・薄紅・紅・浅葱の絹糸を組む。

法量は、袖丈六八・五cm、袖幅七〇・〇

cm(奥袖五三・〇cm+端袖一七・〇cm)。前面には文様がなく、背面に鳳凰一羽と、その周囲を囲むように蔓を伸ばす唐花を配す。①の袷狩衣は、いずれも袖に二羽の尾長鳥を配しているが、この残欠では一羽に減少している点に注意される。刺繡技法は渡し繡を中心に、随所に留繡をほどこし、尾長鳥の尾羽には色替わりが認められる。使用する刺繡糸は、白・薄紅・紅・黄・萌葱・紫・茶・空糸(白/縹、黄/萌葱)。①・②の袷狩衣同様、尾長鳥の両翼の上端を空糸で飾る。

【左袖残欠】(挿図7)

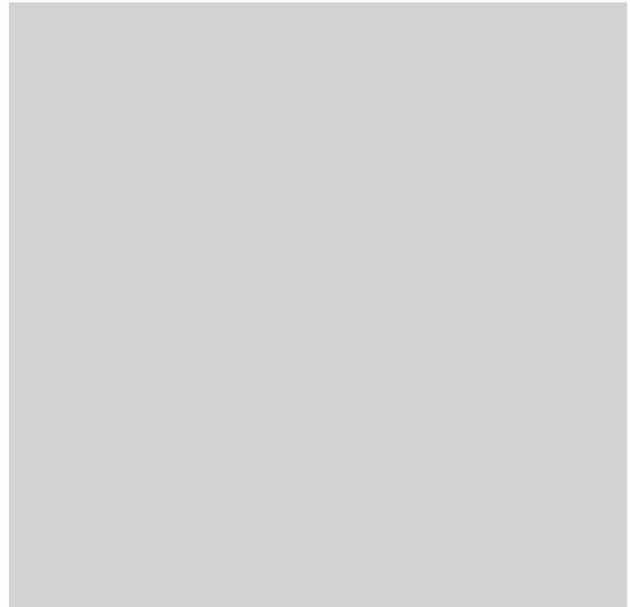
表地は紺繡子(経五枚繡子、織耳に黄と萌葱がかかった浅葱の経糸を入れる)。裏地は白の目の粗い平絹。袖口の組紐を欠くが、尾長

残欠であることが判明する。

法量は袖丈七〇・〇cm、袖幅七〇・五cm（奥袖五四・五cm＋端袖一六・〇cm）。背面に鳳凰一羽と、その周囲を囲むように蔓を伸ばす唐花を配す。①・②の袷狩衣は、いずれも袖に二羽の尾長鳥を配しているが、この残欠では一羽に減少している点に注意される。刺繍技法は渡し繡を中心に、随所に留繡をほどこし、尾長鳥の尾羽には色替わりが認められる。使用する刺繡糸は、白・薄紅・紅・黄・萌葱・紫・茶・空糸（白／紅）。①・②の袷狩衣同様、尾長鳥の両翼の上端を空糸で飾る。

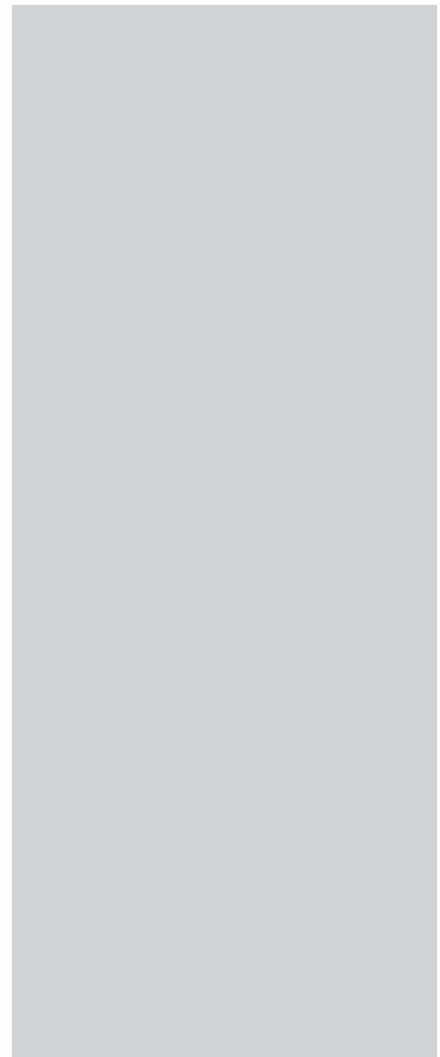
【縫い合わせ残欠】（挿図8）

大小二枚の残欠が縫い合わされており、表地はいずれも紺縞子（経五枚縞子）。裏地は小さい方の裂にのみ、目の粗い白平絹が僅か



（挿図7）③左袖残欠

鳥の飛ぶ方向や端袖と奥袖の比率から考えて、左袖の



（挿図8）③縫い合わせ残欠

に残存している。法量は大きい方の裂が長さ四七・〇cm、幅二九・〇cm（一三・〇cm＋一六・〇cm）、小さい方の裂が、長さ三四・〇cm、幅二九・〇cm（一五・〇cm＋一四・〇cm）、全体では長さ八一・〇cm、幅二九・〇cmである。

二種の残欠を寄せ集めているが、どちらも、当初から二枚つなぎであった裂である。おのおのに蔓を伸ばす唐花が白・紅・黄の刺繡糸で配されているが、その文様は縫い目をまたいでつながっており、狩衣において文様が縫い目をまたいでつながる箇所、袖あるいは前身頃のいずれかであったと考えられる。

大きい方の裂はどちらも裁ち目の裂をつないでおり、仕立てから見てもおそらく前身頃の残欠であろう。一方、小さい方の裂は、どちらも織耳（萌葱がかつた浅葱の経糸を入れる）が用いられているが、このような生地を用いる方は、完形のまま残された②の袷狩衣にも見られないので、残念ながらどの部分の残欠か確定できない。しかしながら、少なくとも大きい方の裂とは異なる箇所の残欠であることは確かである。

このことから、すでに右袖残欠・左袖残欠・前身頃残欠（縫い合わせ残欠・大）が存在し、さらにこれらの一部ではない袖あるいは前身頃の残欠（縫い合わせ残欠・小）が存在することが明らかで、これらは二領の袷狩衣の残欠であると結論づけることができよう。これに完形をとどめる②の袷狩衣を加えると、目録の記すとおり狩衣は三領となる。

④雲文様長絹（赤茶紋紗地） 一領（図版10）

【概要】

目録の「キヲロシノチャウケ 一ツ」に該当すると考えられる装束。これに漢字を当てれば「着下の長絹」であろう。着下とは、貴人から拝領した衣服、あるいは下ろしたての衣服を意味するが、ここでは後者の意味で理解しておきたい。それというのも、古沢巖島神社には、目録と同年月日の寄進銘を持つ能面「鬼神」が伝えられており、目録記載時に神事能の道具の拡充が図られていることが判明するからである。能面同様、装束も新調された可能性は充分にあり得よう。そうとすれば、この長絹の製作年代はこの目録が執筆された慶長十五年に限定される。

生地は隣り合う経糸二本をもじらせたり戻したりすることによって雲文様を織り出した薄物の紋紗。現在は赤茶色を呈するが、本来は赤または紫であったと考えられる。現行の長絹のほとんどは紗ではなく絹を用い、しかも金糸や色糸で華やかな文様を織り入れるが、この長絹は小さな文様を背中心に置くだけという、たいへん簡素な構成である。『叢伝抄』でも長絹の生地を「しや」としており、紗の長絹が絹に先行する可能性は高い。縫い糸は萌葱絹糸で、わずか

な縫い代を細かな針目で縫っている。袖下は袋縫い。

現状では失われているが、褪色の様相から本来は両胸に胸紐が付けられていたであろう。また袖の露の位置には木綿糸が残存しており、本来は露も付属していたと考えられる。

【法量】

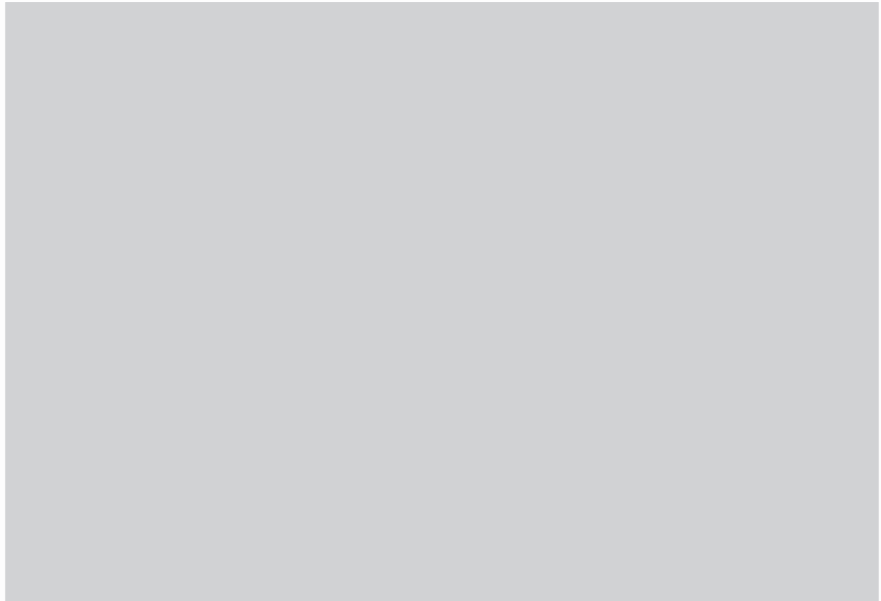
後身丈一〇五・五 cm 前身丈一〇三・五 cm 後身幅六〇・〇 cm
前身幅二二・〇 cm 肩幅五八・〇 cm 袖丈五一・五 cm 袖幅五四・五 cm 衿幅三・〇 cm 総衿一六九・〇 cm。

現行の長絹に比べかなり総衿が短い。桃山時代に遡る長絹の遺例は知られないので、下間少進の『叢伝抄』記載の寸法と比較すると、身丈を除いてすべて『叢伝抄』よりも小ぶりになっている。但し『叢伝抄』では、袖の衿（袖幅）は紗の幅によって決まると記されており、長絹の寸法は生地幅に応じて変えるのが一般的であったことが読み取れるので、寸法の違いには使用する生地の織幅が影響している可能性もあろう。

【意匠構成・文様・技法】

背中心の紋所の位置に、牡丹のような花とそれを取り囲む唐草の金糸刺繍が切付（アップリケ）されている（挿図9）。この刺繍は、白麻地に主に金糸の駒繡で施され、花の中心部は紅糸による渡し繡、薬は萌葱糸による相良繡で表現されている。この切付された刺繍が製作当初から配されていたかについては、判断材料がなく断定できない。

日本の刺繍において、正倉院御物以降再び金糸の刺繍が用いられるようになるのは、製作年代の下限が知られる作品からみると、元和六年（一六二〇）銘をもつ「柵に草花文様打敷（真珠庵蔵）」頃



(挿図9) ④雲文様長絹 (部分)

この金糸刺繍は絹ではなく麻になされており、文様からも日本製とするにはどこかに違和感が残る。的確な比較作例を提示できない現状においては推測にしかすぎないが、この刺繍は中国から船載された刺繍布から切り取られたのではないだろうか。そうであるならば、中国では各時代を通じて駒繡の金糸刺繍が認められるので、この切付は当初から付属していた可能性も否定できない。

からである。

それも一本取りの金糸をごく控えめに使用する程度であり、この切付のように面状に用いるようになるのは、十七世紀の後半からと考えられる。この切付を日本製と見るならば、これは明らかに後補とすることはできないであろう。しかし、

⑤花菱文様袷法被(黄綾地) 一領 (図版11)

【概要】

目録の「ハンヒ 一ツ」に該当すると考えられる装束。裾に前身頃と後身頃をつなぐ襷がついた脇明きの上衣で、袖が先端に向かつてすばまっていくもじり袖になっている点、前身頃に衽が付く点が現行の法被とは異なる。管見ではもじり袖の法被は確認できなかったが、衽付きについては、中世の法被として名高い「蜻蛉文様単法被(観世宗家蔵)」を筆頭に、桃山時代以前に製作されたと考えられる古様な法被数例を挙げることができる。『叢伝抄』に記される法被の寸法にも「おくびはば(ヒロキ所)三寸三分。おくびおとし九寸」とあり、慶長元年頃には法被は衽のついた装束であったことが確認できる。法被が現行のような形状に変化した時期は不明ながら、古沢巖島神社の法被が中世から近世初期にかけての古様な形状をとどめていることは明らかである。

表地は四ツ花菱文様を、経糸に薄紅色、緯糸に黄色と、経緯の色を違えて織り出した織色の綾。経六枚綾地に文様を緯六枚綾で織り出した異方綾であるため、織色ともあいまって文様がくつきりと浮かび上がる。菱には斜辺に二本の刻みが入られている。裏地には鮮やかな紫の平絹が用いられ、表地の黄色との対比がさぞ華やかであったと想像されるが、現在では縫い目の周囲にわずかに残存するのみで、ほとんどが欠失する。袷法被は鬼神や武将といった荒ぶる役に着用する装束であるため、大柄の金襷や錦を用いるのが一般的であり、綾を用いた作例は極めて珍しい。縫い糸は白麻糸。

【法量】

後身丈九二・〇cm 前身丈九三・〇cm 後身幅三二・五cm 前身

幅二七・五 cm 袖丈五二・〇 cm 袖幅六〇・五 cm (奥袖四二・〇 cm
+ 端袖一八・五 cm) 衿幅一三・〇 cm 衿下がり一四・〇 cm 衿幅
四・五 cm 襷幅一二・〇 cm 襷長三五・〇 cm 総桁一八六・〇 cm。

寸法は『叢伝抄』にほぼ等しいが、襷の長さは十 cm 以上も短い。
しかし、襷には不自然な位置に継ぎがあるので、経年の使用によっ
ておきた損傷を縫い詰めた可能性も考えられる。生地が不足してい
たためか、あるいは幾度も仕立て直しの手が入っているためか、両
前身頃と上前の衿はいずれも二枚の裂が継ぎ合わされており、本来
は輪となるべき肩山にも縫い目がある。

以上、慶長十五年の目録記載品と思われる①から⑤までの装束に
ついて詳細に検討してきた。いずれの装束も、形状や法量、あるいは
文様やそれをあらわす技法など、あらゆる面において現行の能装
束とはやや異質な要素を含んでいることが指摘できる。そして、そ
の異質さと比較しうる作例を求めると、いずれも桃山時代以前の作
品に行き着く結果となった。このことから、これらの装束はすべて
目録記載品であり、その製作の下限は慶長十五年十月二日として間
違いないと考える。

そして作品おのおのの詳細な検討を通して、目録の「カリキヌ
三ツ」に該当する②袷狩衣と③袷狩衣残欠については、両者を合わ
せて狩衣は確かに三領存在していたことを確認した。「シテカリキ
ヌ」とはわざわざ区別して記載されるこれらの狩衣は、ワキの狩衣
であった可能性が高い。尾長鳥の数に相違をもたせた同生地・同文
様の三領の狩衣は、脇能のワキおよびワキツレとしてしばしば登場
する大臣とその家臣一行に誠にふさわしい装束ではなかったらうか。

さらに、「キヤロシノチャウケ」の「キヤロシ」の解釈について、
それが目録の執筆された慶長十五年十月二日のおろしたての装束を
意味することを指摘した。桃山時代に遡る長絹はこれまでまったく
知られておらず、④長絹は、今後能装束を語るうえで欠かすこと
のできない極めて重要な基準作となるであろう。

三、古沢巖島神社の神事能

前章まででは、このたび新たに見いだされた目録と能装束につい
て、作品そのものの分析を通して検討を重ねてきた。最後に、これ
らの能装束が実際に使用された古沢巖島神社の神事能そのものにつ
いて、当時の舞台を取り巻く状況を、可能な限り復元的に考えてみ
たい。

高野山の参詣道沿いに位置する古沢は、古くから高野山とともに
歩んできた地である。古佐布荘一带は、正暦五年(九九四)に、東
三条院詮子によって寄進された古くからの高野山寺領で、経済的に
も文化的にも、高野山およびその鎮守である天野社の強い影響下に
あった。古沢巖島神社はこの荘園の氏神として創建されたと考えら
れるが、その創祀年代については資料が現存せず詳らかにできない。
ただし祭神とする巖島明神が高野山で四所明神のひとつとして祀ら
れるようになったのが承元二年(一一〇八)とされるので、それ以
降の創建と考えられる¹⁴⁾。

天保十年(一八三九)に執筆された『紀伊続風土記』の古佐布荘
上古佐布の項には¹⁵⁾、古佐布荘全域の氏神として、「弁財天社」こと
古沢巖島神社が挙げられている。そこには、三十間の馬場をもち、

方一間半の本社を中心に、末社五社・庁・鐘楼・舞台・本地堂・地藏堂の立ち並ぶ、かなり大規模な社域が記されている。現在は社殿と集会所を中心とするごぢんまりとした同社であるが、江戸時代には流鏑馬を行う馬場や、神事能を催す舞台が常設されていたのである。この舞台は「下古沢中心誌」¹⁶によれば、明治維新の頃までは「宮の門中央」にあつたという。現在の古沢厳島神社は、鳥居をくぐって左手に社殿、右手に集会所が配されている。神事能は社殿に向かって奉納されることから考えて、この「宮の門中央」とは、鳥居をくぐって真正面、現在は空き地となっている社殿と集会所の間を指しているのだろう。

古沢厳島神社の神事能の始まりについて明らかに語る資料はない。神事能に関する最古の文書資料は、これまでも紹介してきた慶長十五年十月二日の年紀をもつ目録「古佐布色衆之道具の日記」である。ただ能装束とともに伝えられる十面の能面の内には、室町時代の製作と考へても差し支えない面も散見されることから、少なくともその開始は室町時代に遡ると考へられよう。この神事能の管理と運営を行っていたのが、文書の題記が語る通り「古佐布色衆」であつた。これはおそらく神社を支える地域住民によって経営される宮座の内のある集団を指すと考へられる。古沢厳島神社の宮座と宮座から派生した講に関して、井浦李太郎氏は「下古沢中心誌」の中で、以下のように述べている。

宮座

昔は宮の遷宮毎に烏帽子式と云ふ庄座入の式あり。十七歳より宮座に入り、是には西座、中井座、事座、笠木座の四派あり。

秋の大祭りに長屋に流鏑馬の式に皆列座をなしたるも、今は勘録衆に止まり。此座に参列せざる者は、祭りの式終る迄鳥居より内へ入る事出来ざる例なり。今は此制式もすたれたり。

勘録講

厳島神社氏子、笠木三古沢四ヶ村莊宮座衆の内、二十三人を定員として中流以上の者、年齢廿七歳より加入、四十九歳に至る二十三ヶ年にて退講する者とし、講衆の加入は講中寄合議講の際推選にて各村の戸数により斟酌して加入せしむる者なり。

(中略) 講衆の任務は秋大祭日の前夜と当日と二回、神前に御渡りの参例をなすものなり。講の経営日は八月十六日寄合期、十月二日日本講。

(中略)

一、伝説に昔宮に能楽をなし、連中二十三人の興行総て費用の勘定にて勘録講と云ふなり。舞台、維新当時迄宮の門中央にありたるを取払ひたるなり。また講中の宝物なる物は能の莊束なり。今の御渡り能楽連中の練込の式なりと云ふ説なり。

(以上、旧漢字は新漢字に改め、句読点は筆者が補った)

つまり、同社には宮座の中からさらに有力な人物二十三人を選んで構成された勘録講という組織があり、かつてはこの講中で能を興行して諸費用を負担し、講中の宝物として能装束を所持していたというのである。さらに興味深いのは、勘録講の本講を十月二日とする点である。本講は神前に立花や供飯をし、講衆が集まって会食をし、次年度の当番への引き継ぎを行う講衆の総会である。注意した

いのは、この十月二日という日付が、「古佐布色衆之道具の日記」の日付とまさしく同日という点である。ということとは、この文書は本講の日に講衆全員の立ち会いのもと製作された、共有財産目録の可能性がある。古佐布色衆とは「下古沢中心誌」が記す勘録講の講衆の旧名ではなかったらうか。

そしてこの記録は、能の興行が大正十二年にはすでに伝説となっていたことをも示している。おそらくは、明治時代に舞台が取り壊された時、すでに演能は催されなくなっていたのであろう。古沢巖島神社の神事は、江戸時代に終焉を迎えていたのである。

ところで、この古沢の舞台で実際に演能をしたのはいったいどのような芸能集団だったのだろうか。黒川能に見られるように、中世の能面および能装束が残される地域では、宮座の座衆たちが太夫として舞台上がる例もないではないが、古沢巖島神社には神事に不可欠な翁系の面が存在しないことから、猿楽の芸能集団が巡業していたと考えるほうが自然である。そこで注目されるのが、宝永五年（一七〇八）の年紀を有する「明神ミヤウツシ入用帳（古沢巖島神社所蔵）」の以下の記述である。

（前略）

猿楽

- 一 銀四枚壹歩 奈良楽頭料与右衛門
- 一 同拾九枚 天野川太夫
- （中略）
- 一 貳拾九匁 同 猿楽雇い小遣
- 一 拾匁 同 吉野 山本坊

- 一 拾貳匁 同 入江田楽
- 一 三拾五匁 同 谷上寺
- 一 壹匁五分 同 上 市蔵
- 一 八百三拾目六分 天野川猿楽
- 一 百七拾貳匁 奈良楽頭代官 与右衛門

（後略）

これは宝永五年の古沢巖島神社の遷宮に伴って入用となった諸費用の記録帳である。これを見ると、興行権を有する楽頭は奈良楽頭の与右衛門で、猿楽と田楽を催行し、猿楽については天野川猿楽、田楽については入江（入郷）田楽が雇われて奉仕したことが判明する。天野川猿楽とは、吉野の天河大弁財天社の社家が演じた欄宜猿楽で、ほぼ同時期に同じく高野山下の天野社にも出仕していたことが『中橋家文書』¹⁹やそのほかの資料から確認できる。天河大弁財天社には古様な能装束が数多く伝えられており、かなり古くから社家による演能が行われていたことを推測させるが、古沢巖島神社の神事が、当初から天河の欄宜によって演じられていたかについては、残念ながら明らかにできない。ただ、近隣の丹生川丹生神社に伝えられた、慶長十三年九月十六日付の「丹生川ノ宮移入目日記事」という文書には、遷宮に奉納する猿楽能の芸能集団として「吉野衆」の名が見えており、この時期からすでに、高野山下の神事が山向こうの吉野の芸能者によって奉仕されていたことは間違いない。古沢巖島神社の神事も、おそらくは隣国から訪れる猿楽能の芸能集団によって演じられ、その舞台においては、講衆たちが買い集めた能面や能装束が、演目に応じて使用されていたのである。

おわりに

本稿では、古沢厳島神社で平成十四年に発見された、慶長十五年（一六一〇）の年紀をもつ目録と芸能装束について、新たに見いだされた装束が目録記載品に一致するかを中心に、さまざまな面から検討を加えてきた。

その結果、この目録は、当初は古沢厳島神社で催されていた神事能の道具を記録するために製作されたが、後世になって、そこに別の神事芸能である「夷のお渡り」の道具が書き加えられたことが判明した。両者の混在は、このたび発見された十二件の芸能装束にも認められ、このうち慶長十五年の目録製作当時の記述に対応すると考えられる装束は、以下の五件であった。

- ①唐花尾長鳥文様袷狩衣（萌葱平絹地・刺繡） 一領
- ②唐花尾長鳥文様袷狩衣（紺縹子地・刺繡） 一領
- ③唐花尾長鳥文様袷狩衣残欠（紺縹子地・刺繡） 三裂
- ④雲文様長絹（赤茶紋紗地） 一領
- ⑤花菱文様袷法被（黄綾地） 一領

これらの作品を桃山時代の作例としてよいかを問うために、それぞれについて、形状や文様、製作技法などを比較しうる作例を求めたところ、いずれも桃山時代あるいはそれを遡る時代の作品が該当した。このことから、古沢厳島神社の能装束の製作年代は、目録が示す慶長十五年以前として大過ないと考える。

また、これらの装束が使用された古沢厳島神社の神事能については、推定の域を出ないもの、おそらく室町時代には始められており、宮座内の有力者で構成された色講（後に勸録講）によって、神社境内の舞台で運営されていたことを明らかにした。このたび発見された目録と能装束は、色講衆が演能のために寄進した品々であり、演能に際しては、隣国の吉野から猿楽の芸能集団が来演していた可能性が高い。

最後に、これらの目録と能装束が発見された意義について改めて述べておきたい。まず染織史の観点からは、慶長十五年という製作年代の下限が判明する作例が発見されたことは、極めて意義深い。多くの作品の製作年代が不明である中、これらは今後、染織史における基準作の位置を占めることになるであろう。特に法被と長絹については、桃山時代に遡る作例そのものが乏しく貴重である。次に芸能史の観点からは、これまでほとんど言及されることのなかった高野山下の芸能の諸相が、実際の作品を伴ってかなり具体的に把握できるようになったことを挙げておきたい。芸能が寺社の法会とともに発展してきたことは言うまでもないが、高野山周辺の芸能についてはこれまでその実相はほとんど知られていなかった。高野山上は修行の場であり音曲は禁止されていたが、山下の天野社やそのほかの神社では、多くの芸能が繰り広げられていたに違いない。この目録と能装束の発見を機に、高野山下の芸能について、今後研究が深まることを期待したい。

- 1 発見の経緯については以下を参照。『広報 くどやま』第三二四号、平成十四年（二〇〇二）十月、九度山町役場総務課発行。
- 2 蓋表墨書「古沢□中／御夷箱／色講中」、蓋裏墨書「古佐布庄中／文化四丁卯九月吉日／恵美須装束箱／此箱馬場利兵衛寄進」（／は改行を示す）。
- 3 この目録については、すでに以下の論文において、翻刻とともに紹介されている。北山直大「資料紹介 九度山町域に残る能・田楽の資料」『和歌山地方史研究』第四六号、和歌山地方史研究会、二〇〇三年十月三十一日発行。
- 4 この目録について、幾つか気が付いた点を記しておきたい。まず、「キヨ（裾）」と判断したが、裾とは束帯や舞楽装束に着用する下襲の長く引く部分である。能装束として着用された例を知らないもので、ここに挙げて問題提起をしておく。次に、「ツツミ（鼓）」の後に、「同ノコシオビ 三ツ」「同トリカブト 一ツ」との記述がある。この「同」とは直前に記された「鼓」と解釈するのが自然なので、これらは鼓打ちの腰帯と鳥兜と理解しておきたい。雅楽の伶人は鳥兜を着用するものだが、能の囃子方は着用しないものである。あるいはこれは、能ではなくほかの芸能の鼓打ちであったのだろうか。最後に「十、」は難読であるが「じゅじゅ」つまり「数珠」と判断した。なお、安永四年の「古佐布色講衆中道具覚」（資料2）では「つづ」となっている。
- 5 井浦李太郎「下古沢中心誌」、私家版、大正十二年（一九二三）六月発行。
- 6 原資料未見。翻刻は北山直大氏のご教示に拠る。
- 7 原資料未見。翻刻は註（3）北山論文に拠った。
- 8 河上繁樹「岐阜県根尾村春日神社の能装束―狩衣を中心に―」『MUSEUM』第四二六号、東京国立博物館、昭和六十一年（一九八六）九月一日発行。
- 9 河上繁樹氏は、註（8）において、『叢伝抄』記載寸法を曲尺（一尺＝三〇・三cm）で計算しておられる。しかしながら『叢伝抄』には「能之道具寸尺事 御服之物さしにて仕立の寸尺也。ぬいしろなし也」との記述があるので、筆者は曲尺ではなく「御服之物さし」こと呉服尺（一尺＝三三・四cm）にて計量すべきと考ええる。呉服尺がいつ頃から使用されていたかについては明確にできないが、室町時代にはすでに成立していたとの説がある。なお『叢伝抄』の記載箇所については、以下を参照。片桐登校訂・法政大学能楽研究所編『能楽資料集成6 下間少進集Ⅲ』、わんや書店、昭和五十一年（一九七六）八月二十五日発行、四一―四三頁。
- 10 今永清二郎「白地桐竹鳳凰桜芦文繡箔肩裾」『國華』第一一七五号、國華社、平成五年（一九九三）十月二十日発行を参照。
- 11 鬼神面の裏面墨書は以下の通りである。「慶長拾五庚戌天十月二日／高野山／南谷／真徳院／作之／古佐布／庄中コレヲキシン／同南谷／城花院之内／源宗取次之」（／は改行を示す）。なお、古沢巖島神社所蔵の能面の詳細に関しては、前掲註（3）北山論文を参照。
- 12 前掲、註（9）『能楽資料集成6 下間少進集Ⅲ』、四一頁。長絹の全文を引用すると以下のとおりである。「一、長絹。袖のゆき一尺六寸。但、しやのはゞによりて分別あるべし。袖のうつたれ耆尺八寸五分。身のたけ式尺七寸。但、まへはうしろより二寸ほどながき可然也。身はゞ耆尺一寸四分。まへの身はゞ八寸七分。ゑりはゞ一寸三分。こづま三寸五分」。
- 13 前掲、註（9）『能楽資料集成6 下間少進集Ⅲ』、四二頁。法被の全文を引用すると以下の通りである。「一、法被。袖のうつたれ耆尺七寸。袖のゆき一尺七寸。まへの身はゞ五寸五分。うしろの身はゞ七寸七分。身だけ式尺七寸。ゑりはゞ一寸五分。おくびはゞ（ヒロキ所）三寸三分。おくびおとし九寸。あひ引のはゞ二寸五分。あひ引のながさ一尺六寸。ただし、この記述の中で「おくびおとし」と称する箇所がどこに相当するかは、現在のところ明確な資料がなく特定できない。私見では、そのほかの装束での寸法も含めて考慮すると、現在襖下（衿下）と呼んでいる箇所に相当するかと考えている。
- 14 『九度山町史』、非売品、九度山町長、昭和四十年（一九六五）十一月二十五日発行、二七―二八頁、三六七―三六八頁を参照。
- 15 『紀伊続風土記』第二輯、臨川書店、平成二年（一九九〇）十一月二

- 十日復刻版発行、一八二頁、伊都郡古佐布荘上古佐布村の項を参照。
- 16 前掲、註(5)を参照。
- 17 原資料未見。翻刻は『改訂 九度山町史 民俗文化財編』、九度山町、平成十六年(二〇〇四)十二月二十八日発行、七〇六〜七〇七頁を参照。
- 18 入郷田楽は高野山下在地の田楽集団であった。詳細については、前掲、註(3) 北山論文を参照。
- 19 『改訂 九度山町史 史料編別冊(一) 中橋家文書 日次記』九度山町、平成十二年(二〇〇〇)三月三十一日発行。中橋家は、高野山山下の政所であった慈尊院の別当を務めた家柄である。
- 20 中村保雄『天河と能楽―中世の能楽から現代の前衛音楽へ―』大峯本宮天河大弁財天社・財団法人天河文化財団、平成元年(一九八九)七月十七日発行、六七〜七一頁を参照。中村氏は、天河の欄宜猿楽の始まりを、天河周辺の興行権である楽頭職を「日野春日座」の清左衛門が天河の弥助に売り渡した元和四年(一六一八)頃と推定されている。
- 21 前掲、註(3) 北山論文に全文が翻刻掲載されている。
- 22 和歌山県立博物館・大河内智之氏のご教示によれば、高野山における音曲停止の初出は、文永八年(一二二二)の『金剛峯寺年預置文集』(『宝簡集』巻第三七所収)の以下の記事である。「一管弦弓鞠事 右、案高祖御記文、管弦不应当山、琵琶箏依背制可停止之」。『大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之一』、東京帝国大学、明治三十七年六月六日発行、四八三頁を参照。

本稿を成すにあたり、古沢巖島神社責任総代・谷口定男氏、九度山町史編纂室・藤田富和氏、北山直大氏には、作品の調査をはじめ、さまざまな面でご助力を賜りました。また、平成十六年五月十四日の藝能史研究会での発表の際には、会員の方々から、文書の読みや解釈について貴重なご助言を頂戴しました。末尾ながらここに感謝の念を表します。